

グローバルサウスとの連携強化について

2025年4月

経済産業省 通商政策局 貿易振興課

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和6年度補正予算要求額等 総額約1,500億円(国庫債務負担行為等を含む)

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課、アフリカ室

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて同市場の成長力を活かし、経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）、日本国内のイノベーション創出（GX/DX）等を通じた日本企業の国内産業活性化を目指す。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

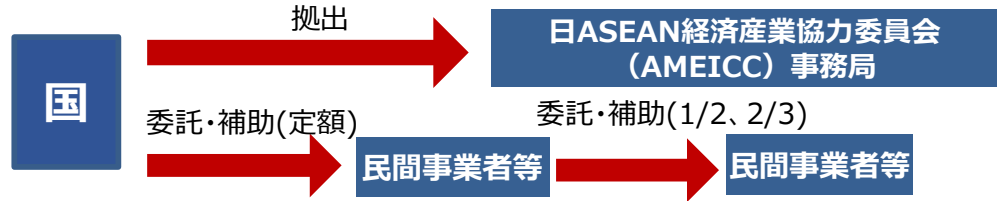
国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、アフリカ等のグローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

(3) グローバルサウスとの連携強化に資する共創型技術人材交流事業

GX/DX人材等の育成、高度外国人材受入れの支援強化や第三国との共同事業、現地スタートアップエコシステムへの接続による経済関係の深化等を通じ、サプライチェーンの強靱化、日本企業のグローバル化及び国際競争力の強化を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

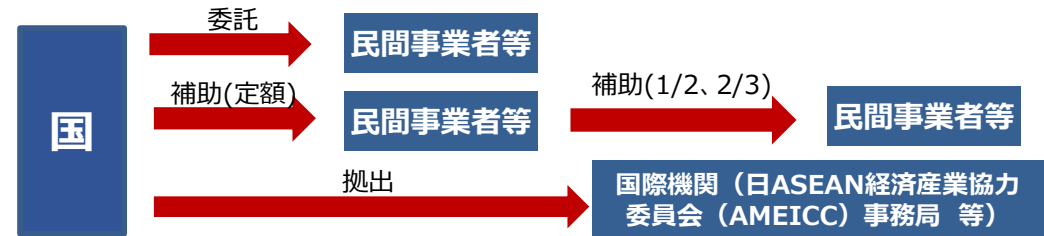
(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



(3) グローバルサウスとの連携強化に資する共創型技術人材交流事業



成果目標

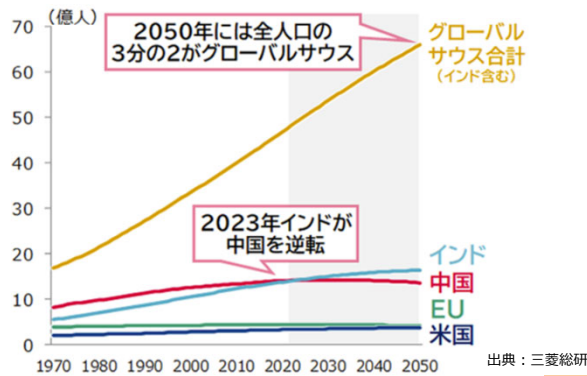
- 大型実証、小規模実証、FS等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修・寄附講座開設等による人材育成、ジョブフェア・インターンシップ実施等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国における市場・収益機会を拡大する。

事業趣旨

- 激変する国際情勢下においてグローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。
- また、相手国のニーズが高いDX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。これら成果をFOIPの実現にも繋げていく。

<我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性>

① 成長力の高い市場



② 経済安保上重要な相手

- ◆ リチウム
中国：55%、チリ：30%
- ◆ レアアース
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ ニッケル
インドネシア：28%、フィリピン：26%

③ 国際秩序形成の鍵

印主催「グローバルサウスの声サミット」
(2023年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が
露にも配慮してバランスを取る姿勢



- ◆ グローバルサウスの共通課題である産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等に対し、デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。
- ◆ 事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS/実証等通じて支援していく。

<事業例>

AI等新技術の社会実装



グローバルサウス諸国

案件組成や現地人材の育成等による社会課題解決

日本ヘデータ等を還元、高度人材還流など (イノベーションの源)

R&D拠点整備等が
促される効果



日本

執行スキーム

- 大きく①補助上限40億円の大型実証②補助上限数億円の小規模実証・FSの2つに分かれる。
- いずれも公募は2025年度中に2回程度行う予定。
- 事業実施期間は、①は補助交付契約締結又は交付決定から3年間(ただし、最長でも2028年度末(2029年3月末)まで)。②は交付決定から1年程度。

大型実証 (対ASEAN加盟国)

予算額：421億円

執行団体 (デロイトFA)

(公募・採択)

事業者等

大型実証 (ASEAN加盟国以外)

予算額：318億円

執行団体(TOPPAN)

(公募・採択)

事業者等

- ・補助額：5億円超、40億円以下
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：最長3年間
(ただし、最長でも2029年3月末まで)
- ・スケジュール：
第1回公募：2025年6月頃の公募開始を準備中。
第2回公募：秋～冬頃を予定。

小規模実証・FS

予算額：146億円

執行団体(TOPPAN)

(公募・採択)

事業者等

- ・小規模実証の補助額：上限5億円
- ・FSの補助額：上限1億円
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：1年程度
- ・スケジュール：
第1回公募：5/12(月)～6/5(木)で実施。
第2回公募：秋頃を予定。

「令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化)」事業

※担当課が異なるため、
本資料では詳細割愛(問合せ先は巻末参照)

スケジュール（イメージ）

大型実証

小規模・FS

- 公募のタイミング、事業期間のイメージは以下のとおりです。
- **今後、変更の可能性あります**。正確な情報は随時公開する募集要領等を参照下さい。

公募審査期間

交付申請・審査

各事業者による事業実施期間

令和7年度(2025年度)				令和8年度(2026年度)				令和9年度(2027年度)				令和10年度(2028年度)			
1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q								
	一次	一次		一次				一次							
		二次	二次	二次				二次							
一次	一次		一次	一次											
		二次	二次	二次											

大型実証
(ASEAN加盟国
/ASEAN加盟国以外)

小規模実証・FS

- 【相手国碑益】グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであること。
- 【日本碑益】日本の産業構造の高度化、高度技術の海外展開やサプライチェーンの強靱化に資するものであること。 具体的には以下 3 類型の少なくとも 1 類型に該当し、定量的にその効果が示せること。

類型① 我が国のイノベーション創出につながる共創型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること

類型② 日本の高度技術海外展開型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

類型③ サプライチェーン強靱化型 の要件

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものも対象に含みます
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

- 令和6年度補正事業では、前頁の日本裨益の類型に該当した上で、以下の分野に関する案件を募集します。

① G X分野

- ・化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換を図る案件

② D X分野

- ・デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件

例：エネルギー×DX、航空・宇宙×DX、半導体×DX、医療・ヘルスケア×DX、CE×DX、防災・気候変動×DX、農林水産×DX、交通・物流×DX、都市開発×DX

③ 経済安全保障分野

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資※」に係る案件

※内閣府のHPで確認下さい。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

大型実証事業のみに適用される要件（※詳細は募集要領をご覧ください。）

大型実証

- 申請者及び関連会社※が実施する、申請内容と同じ分野・目的の他の海外プロジェクトが存在する場合には、(1)事業環境の違いや(2)主たる技術の差異を精査する。
- 申請者が大企業の場合は、相手国政府等との協力を示すMOU、レターを応募時又は事業開始後1年以内に提出する。
- 採択後にプレスリリース（政府支援の必要性等の記載を含む）を行う。

※海外子会社（出資比率10%以上）又は海外孫会社（出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）

- 本事業における実証とFSの定義は以下のとおり。

■ 実証事業の定義

実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認することを指します（事業化に向けたスケール化を目指す実証です）。

なお、本事業は研究開発や設備取得を支援する事業ではありません。

※事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（＝「補助事業に要する経費」－「補助金額」）以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合は本事業の対象外です）。

○対象外となる例

- ・研究開発を行うもの。
- ・設備取得のみで、実証要素のないもの。
- ・日本国内において実証を行うもの。

■ FS事業の定義

グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指します。調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性(IRRを含む)等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとします。

※補助事業終了時にも調査報告書を事務局に提出して頂きます。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

■ 補助事業を実施する者

以下に該当しない事業者は委託先・外注先（※）として参画することは可能ですが、設備の購入・所有はできません。

- ① 日本に拠点及び法人格を有している者（複数者による共同申請可能）
- ② ①の現地法人である海外子会社（出資比率10%以上）又は海外孫会社（出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）

※補助金額に対する委託・外注費の割合は50%未満（大型実証の場合）又は40%未満（小規模実証・FSの場合）とする必要があります。

■ 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、会議費、謝金、機械設備費・システム購入費（※1）、備品費、（借料及び損料）、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（※2）

（※1）大型実証・小規模実証事業の場合に補助対象となります。FS事業では計上できません。

（※2）土地・建物の取得費用は補助対象外です。

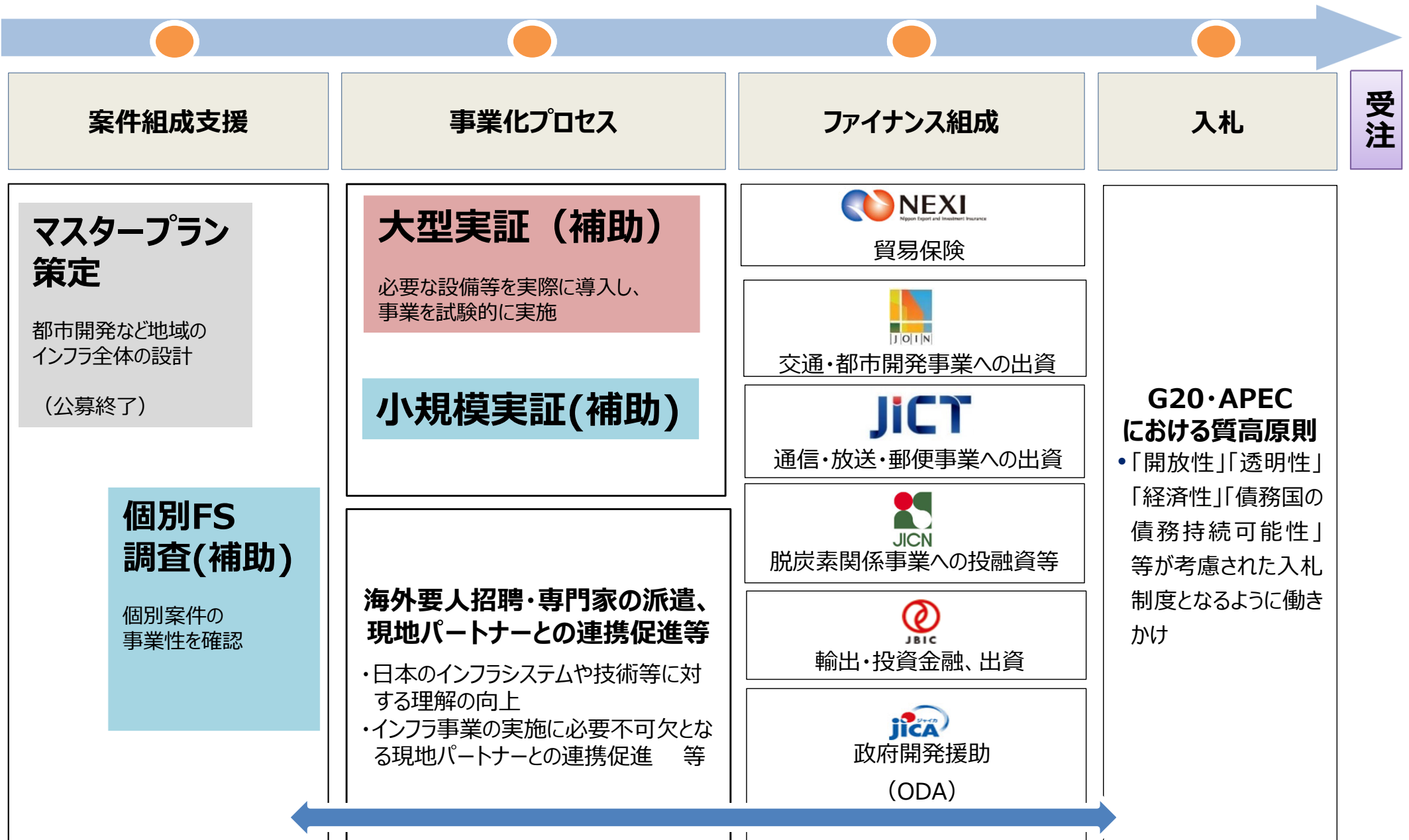
■ 審査・採択

応募書類の要件を満たしているか事務局で確認の上、採択の審査は、第三者委員会において行われます。

■ 主な審査基準

- ・事業実施期間内に事業が終了するか。FS・実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・実証事業については実証性があるか。（技術的課題や、事業化にあたっての課題が明確に設定されているか。）
- ・類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当し、日本国内産業を活性化する事業であるか。（日本碑益）
- ・事業実施国の社会課題解決に資するか。（相手国碑益）
- ・実証事業の終了後、3年以内（大型実証）又は5年以内（小規模自称・FS）に事業化が実現可能となる計画となっているか。

(ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像 (案件形成から受注まで)



JICA等は、ファイナンス組成等での活用が見込まれる案件について、FS段階から支援するケースも

大型実証（対ASEAN加盟国）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課

事務局：デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（問合せフォーム作成中）

大型実証（ASEAN加盟国以外、但し「ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化」事業を除く）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課

事務局：TOPPAN株式会社（問合せフォーム作成中）

小規模実証・FS（但し「ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化」事業を除く）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課

事務局：TOPPAN株式会社（問合せフォーム作成中）

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）事業

担当課：経済産業省通商政策局欧州課

事務局：TOPPAN株式会社（問合せフォーム作成中）